母子家庭の悲劇

永井通信 ★第19号★

株式会社東海保険 TEL 0564-27-2533 携帯 080-6903-3880

こんにちは。いつもお世話になっております。株式会社東海保険の永井教盟です。 今回は実際に起こった事件をもとに生命保険の正しい活用方法を検証していきます。 知人に母子家庭の方がいらっしゃいましたら是非お伝えください。

★2007年の赤ちゃんポスト事件

熊本市の慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)に2007年に預けられた男児の伯父(49)が男児を預ける前後に、男児が受け取ることになっていた母親の生命保険金など約6000万円を着服したとして業務上横領容疑で埼玉県警から書類送検されていることがわかった。赤ちゃんポストは貧困などの事情で親が育てられない乳児を緊急避難的に預かる施設。伯父は男児を預ける前、男児の未成年後見人になっていたが着服した金をギャンブルにつぎ込み、全国を転々をしたと話している。

捜査関係者によると男児の母親は交通事故で死亡し、男児に身寄りがなかったことから母親の実兄である 伯父が裁判所により男児の未成年後見人に選任され、財産管理などを担当するようになった。しかし伯父は 男児名義などの複数の口座に振り込まれた母親の生命保険金や事故示談金などを07年に引き出し、男児を 赤ちゃんポストに預けて行方不明になった。伯父と連絡が取れなくなったことから裁判所は後見人を解任。 男児の行方もわからなくなっていたため新しく男児の後見人に選任された弁護士が埼玉県警に相談していた。 ※補足:男児に身寄りがなかったことから父親はいなかったと思われます。



★解説

母親の生命保険金が男児名義の口座に振り込まれていたことから保険金受取人は男児になっていたことがわかります。 日本では未成年が法律行為などの手続きをする場合は親権者が行うのですが、今回のケースのように親権者である母親が 亡くなってしまった場合、その男児は受取の手続きができません。法律手続きや財産管理などをするために未成年後見人を 立てることになります。後見人は立候補制。家庭裁判所が審判で決めます。本当に信用できるかどうかを判断するために 3ヶ月ほどかかります(その間、保険金請求手続きは当然できません)。

※離婚をされていた場合は前夫が立候補することが多いです。

★何が悪かったのか?

生命保険金の受取人を男児にしていたことです。生命保険金は対象となる人が亡くなった時点で受取人固有の財産になります。 はじめから信頼できる方に受取人を設定しておけば曖昧にならずに防げたかもしれません。さらに「このお金はこの子のために (どのように)使って欲しい」としっかりと想いを伝えておくことも非常に重要なポイントです。

※本通信を今後要らない方は、お手数ですが私までお申し付けください。よろしくお願いします。

ホームページをリニューアルしました。バックナンバーも公開中! ⇒ 『東海保険』で検索

発行者プロフィール

生命保険かけこみ相談室(080-6903-3880)

名前 :永井 教盟 (ながい のりちか)

誕生日 : 昭和54年12月23日 出身地: 幡豆

趣味 : 読書(最近メンタリストDaiGoが面白い!)

経歴:2008年12月、保険業界へ転職

資格 : 生保協会認定FP LCQS協会認定証券診断士

: 相続診断士 住宅ローンアドバイザー

○更新型と終身型の違いを見比べて…

O財務内容の悪い保険会社を勧める人が持っている2つのリスク。

O家計における生命保険料の割合と優先順位。

O老後の年金はいくらもらえる?

0 * *共済をメインの保障にするとしなければならないこと。

そのお悩み解決できます! p(^^)q

それぞれの役割



★家庭裁判所

家族関係から生じる法律問題を取り扱うことを 目的とした裁判所。離婚や相続問題がメイン。 遺産分割でもめた場合の調停等も行う。調停は 調停委員が行うが法律上はこうなっているという 提示に留まる。相談するところというよりも書類の 申請をするところ。

★法務局

法人、不動産等の登記を行うところ。相談窓口も あるが主にどんな書類が必要かの問い合わせ。 相続分割問題を相談するところではない。

★司法書士

書類作成の専門家。相談はできるがもめていない 場合にお世話になるところ。各県に司法書士会が あり登録司法書士が閲覧出来る。

★弁護士

法律の専門家。法律相談ができる。相手との間で 交渉できる唯一の存在。公正中立というよりも 依頼者のために動くので相手が弁護士を立ててきた 場合、こちらも立てるほうが良い。煩わしい問題を 一任して相手との交渉もやってもらえるので時間が ない人や話もしたくない人は活用をおすすめ。 着手金+成功報酬という料金体系。初回相談料を 30分5,000円ほどに設定しているところが多い。 各県に弁護士会があり登録弁護士が閲覧出来る。 弁護士によって得意な分野が異なり、なるべく 専門分野の弁護士を選んだほうがいい。 市内の法律相談センターでは無料相談を年に 数回開催しているところもある。